

令和3年3月31日

リバウンド防止期間における本市の対応について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和3年3月24日付けで新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針等が改訂され、4月21日までを「リバウンド防止期間」として、外出自粛や営業時間の短縮などの要請を継続することとされました。

これに伴い、本市においても、市内における感染拡大防止のため、3月19日に発出した「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」において定めた「市民利用施設の利用時間を最大21時までとする段階的緩和措置」の期限を4月21日まで延長することとします。

なお、神奈川県により、期間の見直しが行われた際には、改めて本市としての対応を検討することとします。